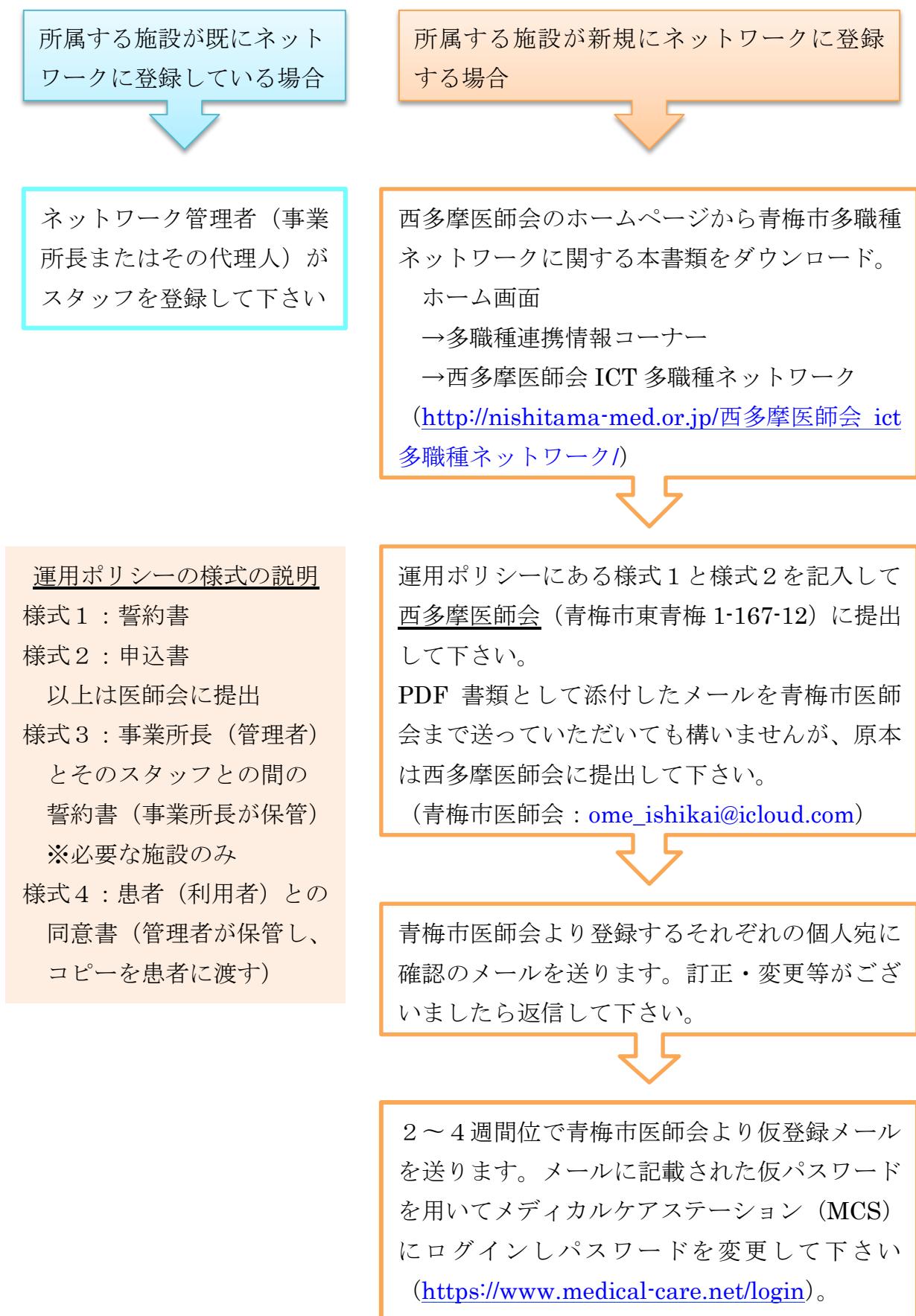


青梅市多職種ネットワークへの登録方法



青梅市多職種ネットワークの利用方法

青梅市多職種ネットワークは、青梅市民が療養するにあたって療養に関わる多職種間のコミュニケーションを密にして快適な療養を行えるよう支援するツールの一つです。また、災害時の連絡網、通常の連絡、テーマ毎の意見交流の場としても活用できるものです。インターネットを用いたツールとし、株式会社日本エンプレースが提供するメディカルケアステーション（MCSと略す）を使用します。

第1段階：青梅市管理者グループへの登録

（様式1を提出）

青梅市医師会が会長を管理者として「青梅市管理者グループ」を立ち上げます。グループ内には三師会会員、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、ケアマネジャー、訪問介護などの各事業所及び青梅市健康福祉部高齢介護課が参加しますが、各事業所の代表者はそれぞれの管理者として「青梅市管理者グループ」に登録します（**様式1**を西多摩医師会に提出）。原則それぞれの管理者は1名としますが、必要な場合には代表者の責任で特定の従業員を管理者とし、管理業務を代行させることができます。

第2段階：自施設の従業員を招待・登録

（初回のみ**様式2**を提出、必要に応じ**様式3**を使用・保管）

各事業所の管理者は自己の責任で従業員を招待し登録して下さい。登録数に制限はありませんが、従業員以外を登録することはできません。管理者を登録する初回に限り、前出の**様式1**に加えて**様式2**を提出することで一括登録することができます。従業員に対する誓約書が必要な場合には**様式3**をご利用下さい。

管理者は、適正な患者情報へのアクセス制御がされるように、MCSの各グループへ招待されたスタッフの招待・承認及び解除、自施設内のスタッフ登録及び削除を行って下さい。情報のセキュリティに十分に注意し、MCSのIDやパスワードをスタッフ本人以外の者に利用させたり、情報提供したりはできません。

第3段階：自由グループの作成

MCSに登録した方は誰でも、施設内外のスタッフを招待し自由にグループを作成することができます。患者グループを立ち上げる前に独自のグループを作成してこのシステムの有用性を是非ご確認下さい。

第4段階：患者グループの立ち上げと管理

（**様式4**を使用・保管）

青梅市在住の在宅療養者で多職種スタッフによる情報共有が必要な場合には、療養に関連している主治医または事業所の管理者が患者の同意を得てから（**様式4**を使用）患者単位のグループを作り、その患者グループ管理者となります。患者グループ管理者は、患者ごとに情報共有の必要のある事業所のスタッフのみを招待し、参加スタッフが適切であるかどうかの精査を行い管理します。利用しなくなった患者グループは編集機能を使って速やかに削除して下さい。患者グループ管理者は安全かつ適正な運用管理を図り、不正利用が発生した場合等はMCSの利用の制限もしくは禁止する権限を有します。患者グループに招待を受けたスタッフは自分がそのグループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行ってください。

患者グループを立ち上げた管理者は「青梅市管理者グループ」に登録されていない事業者のスタッフを招待することもできます。但し、招待されたものはMCSへの登録が必要となり、その手続きは招待されたものが行うこととします。他の事業所のスタッフを従業員と偽り登録することはできません。

青梅市多職種ネットワーク（メディカルケアステーション）利用に係る
青梅市多職種ネットワーク運用ポリシー

青梅市多職種ネットワークは、「東京都在宅療養推進基盤整備事業(多職種ネットワーク構築事業)」(以下、「事業」という)に基づき、インターネットを用いた株式会社日本エンプレースが提供するメディカルケアステーション(以下、MCSと略す)を使用し、下記のポリシーをもって運用します。

【目的】 患者が、自らの療養に関わる多職種とのコミュニケーションを向上させ主体的でより良い療養生活を送ることを支援するために運用します。また、地域包括ケアに関する研修会やイベント案内等の情報連絡網、災害時の連絡網、テーマ別情報連絡網等としても、必要に応じて活用します。

【所管地域】 住み慣れた地域での療養を支える「地域包括ケア」の理念は、患者が在住する市町村を主体にその地域の多様な事業所の多職種が係わることを基本としています。事業の受託に当たり、西多摩二次保健医療圏域では、西多摩医師会（羽村市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町）、青梅市医師会（青梅市）、福生市医師会（福生市）、あきる野市医師会（あきる野市）が、所管地を分担して適正運用を図りかつ西多摩全域の一体的な連携をめざします。

【適正運用と個人情報保全の規範】

本ネットワークの適正運用と個人情報保全は以下の規範で担保することとします。

- (1) 医師法・医療法・介護保険法・個人情報保護法(政令・省令・条例・規則・告示・通達・ガイドラインを含む)
- (2) 医師会への事業所長の「適正運用及び連携情報秘守に関する誓約書（様式1）」
- (3) 青梅市多職種ネットワーク運用ポリシー
- (4) 事業所ごとに定めた守秘契約又は「業務情報守秘に関する誓約書（様式3）」
- (5) 職業的自律規範（プロフェッショナル・オートノミー）

【ネットワークの構成と管理】

ネットワークの総括的管理・運営は、青梅市医師会と関係事業所の代表等で構成される「青梅市多職種ネットワーク構築検討会」の協議等に基づき行われます。

(1)青梅市管理者グループの設置と登録

青梅市医師会会长が「青梅市管理者グループ」の管理者となり医師会グループや地域包括ケアに関わるグループ等を必要に応じて開催し管理します。青梅市医師会会长の責任で必要に応じて他の会員を管理者として登録し、管理業務を委任できます。

事業所長（医療機関・薬局・訪問看護ステーション・介護施設・居宅介護支援事業所・介護サービスの各事業所及び青梅市の担当部署）がネットワークの管理者となり、医師会に「適正運用及び連携情報守秘に関する誓約書（様式1）」を提出することにより「青梅市管理者グループ」に登録されます。事業所長の責任で、必要に応じて特定の従業員を管理者として登録し、管理業務を代行させることができます。

(2)自施設の従業員の登録

管理者は、事業所毎にネットワークの適正運用を図るため従業員をスタッフとして登録・招待・承認・削除する権限を有します。初回登録に際しては青梅市医師会に「利用申込書兼参加者初回登録名簿（様式2）」を提出することにより事業所単位でスタッフをMCSに一括登録できますが、それ以降は管理者が事業所毎にスタッフを登録管理することとなります。登録するスタッフ数に制限はありません。自施設内の参加スタッフがネットワークの利用を終了した場合は、速やかにその情報を削除し最新の登録状態を保つこととします。

「雇用時等の守秘契約」等の事業所内の定めがない場合、管理者は「業務情報守秘に関する誓約書（様式3：医師会に提出不要）」を参加スタッフと締結し、適正運用、連携情報守秘及びIT機器のセキュリティについて定期的に教育を実施することとします。

(3)患者グループの設置

主治医または事業所の管理者が「個人情報使用同意書(様式4:医師会に提出不要)」を患者およびその家族(又は代理権者)と交わして個々の「患者グループ」を開催し、療養に係わっている事業所のスタッフを招待して「患者グループ」を運営します。単身者で家族や代理権者のいない場合は、サービス担当者会議等での合意を記録することで開催できることとします。入院・入所中で在宅者でない場合も利用できます。MCSで利用しなくなった「患者グループ」は編集機能を使って速やかに削除することとします。

地域包括ケアの構築や本事業が市町村単位で行われていることから、青梅市多職種ネットワークは原則として所管地域である青梅市の住民及び事業所を対象とされています。一方、MCSはインターネットを介し都道府県や市町村域を超えた医療介護専用SNS機能を有しています。西多摩の地域特性として、患者ケアにかかる多職種スタッフが複数の市町村にまたがるケースが多くあります。その場合、患者の有益性を優先し、主として療養に係わる事業所の管理者はその責任の下に異なる市町村の患者であっても「患者グループ」を開催でき、また、異なる医師会で登録したスタッフであっても、招待すればそのグループに参加できることとします。西多摩域外の事業所に所属する等で未登録のスタッフの参加が必要な場合は、管理者から招待されたスタッフ自らがMCSへの登録を行い、諸規定を遵守することで参加できることとします。

(4)参加スタッフの遵守事項等について

参加スタッフはIDやパスワード、情報機器の取り扱いについて、下記を遵守することとします。

ID・パスワードの管理について

- ① IDやパスワードは登録スタッフ本人以外利用しないこと。
- ② 1つのIDを複数人で共有しないこと。
- ③ パスワードは、英数混合8ヶタ以上とし、定期的(最長で2か月に1回)に変更すること。
- ④ 利用が終わったら必ずMCSからログアウトすること。
- ⑤ パソコンの場合、離席時にも必ずMCSからログアウトすること。

情報機器のセキュリティ対策について

- ① 情報機器に対して起動時パスワード(英数混合8文字以上)を設定し定期的に変更すること。
- ② 情報機器にファイル交換ソフト(Winny)等をインストールしないこと。
- ③ 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- ④ ブラウザはIDやパスワードを記憶する設定にしないこと。
- ⑤ MCSの操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピー、スクринショット等、不適切な複製を行わないこと。
- ⑥ 連携情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去すること。

その他の注意事項

- ① 患者グループへの書き込みはその患者に関するのみとし、適切な範囲内で利用して下さい。
- ② 自分が担当からはずれた時には、該当する患者グループから速やかに自らを解除して下さい。
- ③ 事業所を退職した場合などMCSの利用を終了した時は、自ら登録を解除して下さい。
- ④ 書き込みに際し、確定操作(入力情報が正しい事を確認する操作)を行い、入力情報への責任を明示して下さい。
- ⑤ MCSのシステム異常や不正アクセスを発見した場合、使用する機器が紛失もしくは盗難にあった場合には、速やかに所属する事業所の管理者に報告し、その指示に従って下さい。

(5)登録料

MCSへの登録は無料です。なお、通信費は利用者負担となります。

青梅市多職種ネットワーク（メディカルケアステーション）利用に係る
適正運用及び連携情報守秘に関する誓約書

青梅市医師会 会長 江本 浩 殿

第1条（連携情報保持の誓約）

私は、青梅市多職種ネットワークでメディカルケアステーションを利用する事業所の管理者として、参加するスタッフが法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、ガイドライン等を含む）を遵守し、「青梅市多職種ネットワーク運用ポリシー」（以下、「運用ポリシー」という）に基づき、以下の情報（以下、「連携情報」という）の一切を不適切に開示、漏えい又は使用しないよう管理することを誓約します。

- ① 患者、その家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等の他、個人を特定識別できるものを含む）。
- ② その他連携業務内で知り得た情報（患者、その家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の情報と、それ以外の連携業務内における情報も含む）
- ③ その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供されたもの等すべての情報を含む）

第2条（連携情報の管理等）

私は、事業所の管理者として、適正運用のため定期的に本事業所の参加スタッフを教育指導し、以下を遵守させます。

- ① 連携情報（紙媒体だけでなく、電子データも含む）を使用するにあたって、連携情報を不適切に複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないこと。
- ② 運用ポリシーに基づき業務で使用するIT機器の管理を行います。また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去すること。
- ③ その他、運用ポリシーで求められていること。

第3条（利用目的外での使用的禁止）

私は、当該情報を連携業務以外で利用しないものとし、かつ患者及びその他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害する行為を一切しません。

第4条（退職後の業務情報保持の誓約）

私は、連携を離脱した後も業務情報の一切を不適切に開示・漏えい又は使用しないことを誓約します。

第5条（紛争の解決・賠償等）

私は、本誓約書の各条の規定に違反し紛争の解決や賠償を必要とする場合は、誠意をもって協議します。

平成 年 月 日

事業所名

郵便番号 198 -

事業所所在地 東京都青梅市

電話番号

事業所長（代表者）（職種）
(メールアドレス)

(氏名)

自署（性別）男性・女性

管理を代行する者（職種）
(メールアドレス)

(氏名)

自署（性別）男性・女性

※事業所長（代表者）がネットワークの管理者とならない場合のみ、代行する者を記入して下さい。

青梅市多職種ネットワーク（メディカルケアステーション）利用に係る
利用申込書兼参加者初回登録名簿

青梅市医師会 会長 江本 浩 殿

本事業所においてメディカルケアステーションを利用した情報共有を行いたいので申し込みます。

平成 年 月 日

事業所名

管理者（事業所長または代行者）の氏名（自署）

(管理者がすでに MCS の ID を持っている場合は、右記をチェックして下さい。 ID 不要)

参加スタッフ名簿 (すでに MCS の ID を持っているスタッフについては記入不要です)

氏名	性別	職種（※）	メールアドレス	管理者
	男性 女性			

※ 職種の種類は下記をご参照下さい。

医師、歯科医師、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、保健師、助産師、衛生管理者、救急救命士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員・ケアマネジャー、介護福祉士、歯科技工士、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、医療ソーシャルワーカー、医療コーディネーター、相談支援専門員、看護助手、歯科助手、訪問介護員・ヘルパー、医療事務、臨床心理士、産業カウンセラー、心理カウンセラー、診療情報管理士、医師会職員、地方自治体職員、施設職員

- ・ 属性等スタッフ本人であることを確認の上、リストに記入して下さい。メールアドレスの共有はできません。
- ・ 記入欄が不足する場合は、本様式 2 をコピーして下さい。
- ・ 初回登録では青梅市医師会がメディカルケアステーション(MCS)に一括登録をします。初回登録が完了しましたら青梅市医師会からメールでお知らせします。それ以降は、事業所の管理者が運用ポリシーを遵守して事業所毎に参加スタッフを登録管理することとなります。
参加スタッフ数に制限はありません。
- ・ 参加するのが事業所の管理者 1 人のみ場合、本様式の提出は不要です。
- ・ 管理者は事業所ごとに 1 名以上設定可能です。管理者となる方には「管理者」欄に丸印をつけて下さい。

青梅市多職種ネットワーク(メディカルケアステーション)利用に係る
業務情報守秘に関する誓約書

事業所長（管理者） 殿

第1条（業務情報保持の誓約）

私は、貴施設の業務の職員として、法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、ガイドライン等を含む）及び貴施設内の諸規定（就業規則、マニュアル等を含む）を遵守するとともに、以下の情報（以下、「業務情報」という）の一切を貴施設の許可なく開示・漏えい又は使用しないことを誓約します。

- ① 患者、その家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等の他、個人を特定識別できるものを含む）
- ② その他、連携業務内で知り得た情報（患者、その家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の情報と、それ以外の連携業務内における情報も含む）
- ③ その他、業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供されたもの等すべての情報を含む）

第2条（利用目的外での使用的禁止）

私は、当該情報を貴施設が定める目的以外で利用しないものとし、かつ患者及びその他の第三者のプライバシーその他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

第3条（退職後の業務情報保持の誓約）

私は、貴施設を退職した後も、業務情報の一切を貴施設の許可なく開示・漏えい又は使用しないことを誓約します。

年 月 日

住所 _____

氏名（自署） _____

ICT（情報通信技術）による連携システム利用における個人情報使用同意書

【使用の目的】

自宅や施設等での療養生活を支える医療関係者（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）や介護・福祉関係者（ケアマネジャー、介護士、リハビリ専門職等）が、患者の病状や状態の変化及び医療・介護・福祉支援の情報を ICT により共有することで、療養生活の質の向上・充実を図ることを目的とします。

【インターネット等での情報共有】

自宅での療養生活を継続して頂くため、在宅療養（医療）をサポートする他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、ケアマネジャーや介護関係者が連携を図る目的で、適切と認める通信手段（医療介護専用のコミュニケーションシステム「メディカルケアステーション（MCS）※」を含む）を用いて診療情報を含む個人情報を共有・提供させて頂きます。

※メディカルケアステーション（MCS）は、株式会社日本エンプレースが提供する医療介護専用のコミュニケーションシステムで、以下のような特長があります。

- ① 医療介護従事者の連携を円滑に図るために、医療介護専用に開発されたシステムです。
- ② セキュリティ、アクセス制御、管理体系が整った完全非公開型のシステムです。
- ③ 災害時等でも医療介護従事者間での連携が取りやすいように配慮されたシステムです。

【使用にあたっての条件】

個人情報の共有は、前述した目的の範囲内で必要最小限の関係者及び内容にとどめ、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。在宅医療連携システムで管理する個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。患者及びその家族に利用料金がかかることは一切ありません。

【共有する情報について】

共有する情報は以下の通りです（共有してもよい情報に✓をして下さい）。

- 患者氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号
- 病歴、病名
- 使用している薬剤
- 受診している医療機関
- 利用している介護や福祉のサービス
- 日々の病状、状態、連携者の訪問情報等
- その他、医療・介護に付随する情報
- 患者や家族の療養上の希望等

【情報共有を行う者】

患者に対して医療やケアプランに基づくケアに直接関わっている者のみが情報共有に参加できる仕組みになっています。

【患者が有する権利】

患者及びその家族は、当施設の保有する個人データについて以下の権利を有しております。

- ① 当該データの利用目的の通知を求める権利
- ① 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
- ② 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
- ③ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

【問い合わせ先】

当施設の保有する個人データについてのお問い合わせ先は、

(事業所名) _____ (担当者) _____ までご連絡願います。

年 月 日

私は、以上の事項について説明を受け、いずれも同意します。

〈患者〉

氏名 _____ 印 _____ 住所 _____

〈家族または代理権者〉

氏名 _____ 印 _____ 住所 _____

〈ネットワークに参加するその他家族〉

氏名 _____ 印 _____ 住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 住所 _____

〈説明者〉

事業所名 _____

氏名 _____ 印 _____